

I. 英米法概観

2. (2)判例法主義

holding (ratio decidendi) と obiter dictum

(c)コモン・ローとエクイティ

【Lord Chancellor (大法官) の職】

◆Keeper of the Great Seal (国璽尚書)

◆The Speaker of the House of Lords (～2006.7.4.)

◆Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員 (法律問題・憲法問題担当)

◆最高裁判所としての House of Lords の長 (～2006.4.3.)

◆President of the Supreme Court (Court of Appeal + High Court) (～2006.4.3.)

◆President of the Chancery Division of High Court (～2006.4.3.)

◆最高裁事務局長 (裁判官職への任命に際して実質的に中心となる。～2006.4.3.)

【1875～1876年：最高裁としての House of Lords 維持——法律貴族の制度発足】

◆背景——19世紀の半ばに、法律家としての資格を持たない貴族は裁判にタッチしないという憲法上の慣例ができた。

◆Supreme Court of Judicature Act of 1873 で一旦、貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた (1874年の施行予定) が、1874年、政権が自由党 (Gladstone首相) から保守党 (Disraeli首相) に移ったため、1873年法の施行が延期され、翌1875年のSupreme Court of Judicature Act of 1875 で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。

◆Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary (常任上告貴族) = Law Lords (法律貴族) の職の新設、1968年～11名、1994年～12名を最大限とする (2009年10月の Justices of the Supreme Court への移行時も12名)、Lord Chancellor、高位の司法職にあった者とともに、最低限3名、通例5名で appellate committee を構成し、最高裁として機能する。

【Constitutional Reform Act, 2005 (2005.3.24)】

◆Lord Chancellor 職は残されたが、貴族院議長職や司法部の長たる地位は他の者に移された。最高裁判所設置；裁判官任命委員会設置。

【Constitutional Reform Act の施行】

◆Lord Chancellor の貴族院議長職廃止

2006.7.4: Baroness Hayman が Lord Speaker に就任。

2011.9.1: Baroness D'Souza が Lord Speaker に就任 (現職。Pronunciation: duh-SOO-zuh)。

◆Lord Chancellor の司法職廃止

2006.4.3: Lord Chief Justice of England and Wales が England と Wales の司法部の長となる。

2005.9.30～Lord Phillips (2008.10.1 に Senior Lord of Appeal in Ordinary)

2008.10.1～Lord Judge (現職)

◆裁判官任命委員会 (Judicial Appointments Commission) の設置 (2006.4.3)。

◆行政職としての Lord Chancellor は2003.6以降 Secretary of State for Constitutional Affairs を兼ねる (Baron Falconer)。

2007.5.9, Department for Constitutional Affairs は Ministry of Justice に改組, Falconer 卿は 2007.6.27 まで Secretary of State for Justice。

2007.6.28, Brown 首相は Jack Straw 庶民院議員 (内務相, 外相などを歴任) を Lord Chancellor and Secretary of State for Justice に任命。

2010.5.12, Cameron 首相は Kenneth Clarke 庶民院議員を同職に任命 (現職)。

◆Supreme Court of the United Kingdom の設置 (2009.10)。初代長官 (President of the Supreme

Court) は, Lord Phillips (現職)。

◆国王裁判所の取扱う事件の拡大に対する封建領主の抵抗

Provisions of Oxford (1258)

大法官は国王評議会の同意なくして先例なき令状を発給することが禁じられた。

◆訴訟方式

○原告の主張の内容 (請求の基礎)

↓

○訴訟開始令状←大法官府 (Chancery)

↓

○訴答 (訴状, 答弁書, 再答弁書, 再々答弁書……)

①Debt (金銭債務訴訟) の declaration において申し立てられるべき事項

確定額の金銭債務と反対給付

被告が既に反対給付を現実に受領していること

債務不履行 (The Breach)

損害額 (The Damages)

②Covenant (捺印契約訴訟) の declaration において申し立てられるべき事項

捺印証書の作成

約束の内容

(停止条件の成就)

約束の不履行 (The Breach)

損害額 (The Damages)

③Assumpsit (引受訴訟) の declaration において申し立てられるべき事項

契約の締結と契約条件

約因 (約束でもよい) (The Consideration)

停止条件の成就——原告側の先履行すべき義務の履行

契約違反 (The Breach)

損害額 (The Damages)

※原告は, 訴訟開始令状を求めるさいに自らの主張の内容に適合したものを選択しなければならない。不適切な訴訟開始令状を選択してそれに即して訴状を作成すると, 敗訴の憂き目にあう (例・捺印証書がない場合に, covenant の訴訟開始令状を選択した場合)。被告が防御のために答弁書において主張すべき事項も訴訟開始令状ごとに規定された。

↓

○審理方法

[刑事事件—熱鉄神判・冷水神判 (初期), 後には陪審]

◆土地の所有権 (単純封土権 fee simple) をめぐる訴訟——原則として決闘 (champion の利用可), 被告の選択によって grand assize

◆金銭債務訴訟, 動産引渡請求訴訟 (detinue) ——雪冤宣誓 (compurgation; wager of law ——被告が自分に金銭ないし動産を支払う・引渡す債務がないことを宣誓し, 11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した。)

◆不法行為訴訟—陪審

↓

○判決 (の効力)

◆損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。

◆強制執行の対象となるものは何か (動産に限られるか, 不動産も含まれるか, など)